

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 ブルーワールド
福井県坂井市春江町藤鷺塚39-14-1

2. 指名停止措置期間

平成25年2月15日から平成25年5月14日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

株式会社 ブルーワールドは、東北森林管理局山形森林管理署長と平成24年8月3日に締結した造林事業請負契約において、施工調整ミス等により事業期間内の完了が困難であるとして事業完成不能の申し出をし、平成24年12月21日付けで契約解除に至った。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070